



分譲宅地の開発事業者への補助金です！！



小千谷市宅地開発支援事業補助金

リニューアルしました！

◆ 補助金額 **1事業 上限 2,000万円**
*補助対象経費の1/2以内



◆ 補助対象者 小千谷市内において宅地開発を行う事業者 市外の事業者でもOK！

◆ 主な対象要件：下記の①または②で、いずれも分譲区画面積：1区画平均 60坪以上

①小千谷市立地適正化計画における居住誘導区域内の土地で、1団地3戸以上の宅地

②農業振興地域白地地域内の土地で、1団地 1,000平方メートル以上の団地

◆ 補助対象経費

- ・ 取付道路及び区域内道路の新設、改良、舗装工事費
- ・ 消雪用井戸削井及び消雪パイプ敷設工事費
- ・ ガス本支管及び水道配水管敷設工事費
- ・ 下水道管敷設工事費
- ・ 用地測量費、計画図等作成費



造成後の土地での住宅建築には、小千谷市の「定住促進マイホーム取得補助金」や、「克雪すまいづくり支援事業補助金」もご利用いただけます。

(↑こちらは建築主さんへの補助金です。)

お問い合わせは

小千谷市役所 建設課

都市整備室 都市整備係まで

TEL:0258-83-3514 FAX:0258-83-2789

E-mail:kensetu-tk@city.ojiya.niigata.jp

※詳しくは小千谷市宅地開発支援事業補助金交付要綱をご覧ください。